

増口又は減口を希望される方へ

1. 増口や減口の申出は、希望する月より行うことができます。
2. 増口や減口の申出は、2口目以降についてのみ行うことができます。
1口目は、変更することができません。
3. 毎月の掛金が**68,000円以下**であれば、何口でも増口することができます。
ただし、1口目を含めた終身年金（A型、B型）の年金月額合計額が全体の年金月額の半分以上になるように増口や減口をする必要があります。
個人型確定拠出年金にも加入されている場合、その掛金も含まれます。
4. 増口や減口の申出をした方は、申出をした月分の掛金（引落しは翌々月1日）から掛金額が変わります。
増口の申出をした方は、申出をした月の末日時点の年齢に応じた掛金額が増え、減口の申出をした方は、減口した口数分の掛金額が月々の掛金額から減額されます。
5. 前納をされている場合は、その年度中には掛金の減口はできません。
6. 年齢が50歳1ヶ月以上の方は、IV型及びV型を増口することはできません。
7. 申出書の提出期限は増減口をされる月末必着です。
8. 増減口申出書の控えは各自でお持ち下さい。